

# 適合証明業務手数料規程

特定非営利活動法人  
都市づくり建築技術研究所

# 適合証明業務手数料規程

(趣 旨)

**第1条** この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所（以下「研究所」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構との間に締結した「適合証明業務に関する協定書」（平成24年4月1日）第10条第1項及び別に定める「特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、適合証明業務に係る手数料について必要な事項を定める。

(手数料の区分)

**第2条** 適合証明業務の手数は、新築住宅（一戸建て等、共同建て及びフラット35登録マンション）、中古住宅（一戸建て等（地上階数2以下の共同建てを含む）及びマンション（地上階数3以上の共同建て））、賃貸住宅融資及びリフォーム融資に区分する。

(新築住宅（一戸建て等）における手数料)

**第3条** 新築住宅（一戸建て等）における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」のとおり、物件検査手続きの種類、確認検査の申請状況及びフラット35Sの利用に応じて区分した表に定める設計検査手数料及び現場検査手数料とする。

- 2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

(新築住宅（共同建て）における手数料)

**第4条** 新築住宅（共同建て）における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」のとおり、物件検査手続きの種類、確認検査の申請状況及びフラット35Sの利用に応じて区分した表に定める設計検査手数料及び現場検査手数料とする。

- 2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

(フラット35登録マンションにおける手数料)

**第5条** フラット35登録マンションにおける手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」のとおり、物件検査手続きの種類、確認検査の申請状況及びフラット35Sの利用に応じて区分した表に定める設計検査手数料及び現場検査手数料とする。

- 2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

(中古住宅（一戸建て等）における手数料)

**第6条** 中古住宅（一戸建て等）における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」のとおり、物件検査手続きの種類に応じて区分した表に定める手数料とする。

2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

（中古住宅（マンション）における手数料）

**第6条の2** 中古住宅（マンション）における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」のとおり、物件検査手続きの種類に応じて区分した表に定める手数料とする。

2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

（賃貸住宅融資における手数料）

**第7条** 賃貸住宅融資における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」の【一戸建ての住宅】のとおり、物件検査手続きの種類、確認検査の申請状況及びフラット35Sの利用に応じて区分した表に定める設計検査手数料及び現場検査手数料とする。

2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

（リフォーム融資における手数料）

**第8条** リフォーム融資における手数料は、別紙「取扱手数料（適合証明業務）」の中古住宅のとおり、物件検査手続きの種類に応じて区分した表に定める設計検査手数料及び現場検査手数料とする。

2 現場検査後に再度現地での検査が必要な場合は、前項に掲げる金額を別途申し受ける。

（特定区域における手数料の設定）

**第9条** 研究所における業務区域において、地域の実情等により必要と認める場合かつ業務の一部が省略できる等合理的な理由がある場合は、第3条から第8条に定める手数料の額についてそれぞれ当該手数料の額を超えない範囲（別に定める額を限度とする）で別途手数料を定めることができる。

（特例手数料の適用）

**第10条** 本規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の手数を設けることができるものとする。

（手数料の支払期日）

**第11条** 申請者が納付する手数料の支払期日は、次の各号に掲げる期日とする。ただし、研究所は、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。

- 一 新築住宅については、設計検査申請の場合は請求書発行日から7日を経過する日又は設計検査に関する通知書を発行する日の前日のいずれか早い日、現場検査申請の場合は現場検査予定日の前日
- 二 中古住宅については 現地調査予定日の前日
- 三 賃貸住宅融資については、設計検査申請の場合は請求書発行日から7日を経過する日又は設計検査に関する通知書を発行する日の前日のいずれか早い日、現場検査申請の場合は現場検査予定日の前日
- 四 リフォーム融資については、請求書発行日から7日を経過する日又は住宅工事計画確認報告書を発行する日の前日

(手数料の支払方法)

**第12条** 申請者が納付する手数料は、前条の支払期日までに研究所する銀行口座に振込みの方法で初回の申請時に一括での納付とする。ただし、フラット35登録マンションにおける手数料は、設計検査申請時及び竣工現場検査申請時にそれぞれ分割での納付とする。

- 2 前項の規定において、研究所は、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払方法を取り決めることができる。

(適合証明書等の再交付料金)

**第13条** 適合証明書の再交付については、別途申し受ける。

(手数料の返還)

**第14条** 収納した手数料は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から改定施行する。